

4章 地域ごとの配慮事項

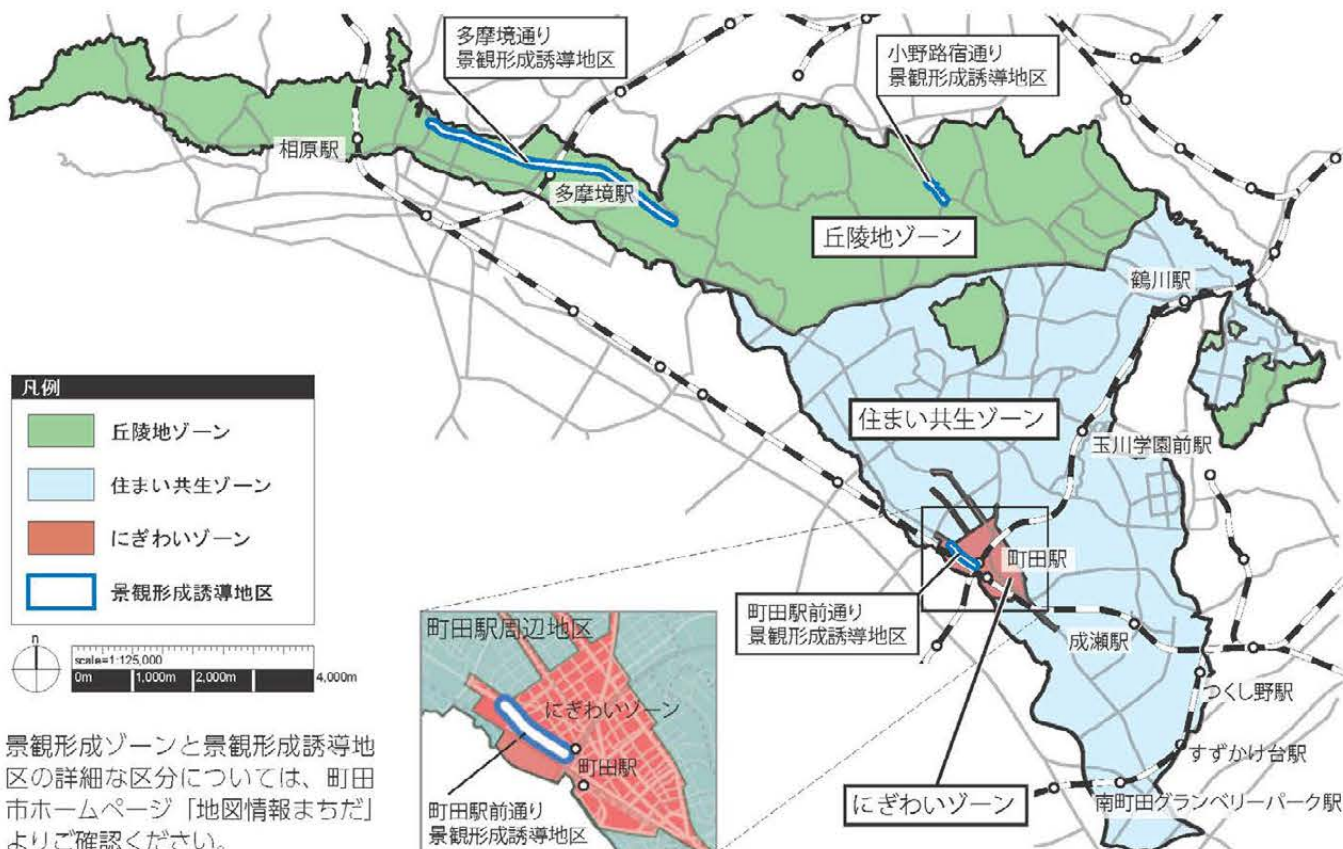
01

景観計画の区分に基づいて、地域の魅力を高めます

ガイドラインの地域区分について

(1) 町田市景観計画に基づく地域の区分

・町田市景観計画では、土地利用やそれに伴う景観上の特徴をふまえ、町田市の景観を3つの景観形成ゾーンに区分するとともに、地区の特性に応じたきめ細かな誘導を図るために、3つの景観形成誘導地区を定めています。

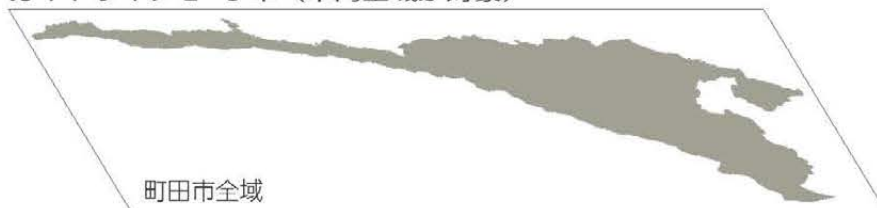


景観形成ゾーンと景観形成誘導地区の詳細な区分については、町田市ホームページ「地図情報まちだ」よりご確認ください。

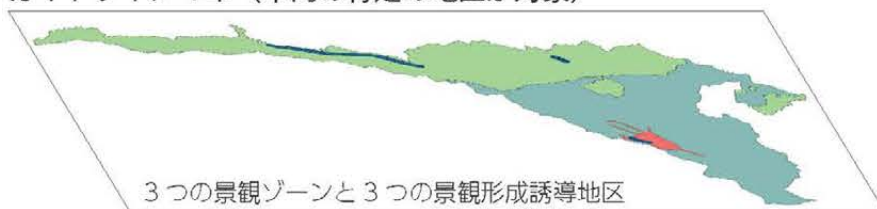
(2) 地域ごとの配慮事項の考え方

- ・ガイドライン2・3章で示す市内全域共通のポイント・配慮事項などに加え、4章で示す地域ごとの配慮事項を確認します。
- ・景観形成ゾーンと景観形成誘導地区が重なる場合は、景観形成誘導地区の配慮事項を優先します。

ガイドライン2・3章（市内全域が対象）



ガイドライン4章（市内の特定の地区が対象）



丘陵地ゾーン

目指す景観

丘陵地や谷戸の豊かな自然と調和した屋外広告物景観

目指す景観にするための配慮の考え方

① 周辺の豊かな自然景観と調和するものとする。

- ・ 豊かな自然に調和する色彩を基本とし、落ち着いた色彩を用いる。
- ・ 周辺の自然景観と調和する規模や高さとする。

参照: 町田市景観計画「景観形成ゾーン」と「景観形成誘導地区」の配慮の考え方 (P.162)

[1] 屋外広告物の現状

自家用広告物を主体に、規模や高さ、色彩など落ち着いた表現が基本となっており、町田街道の沿道には大規模な屋外広告物はあまり見られません。一方で、一部の屋外広告物に用いられた鮮やかな色彩が自然の色から突出していたり、交差点付近を中心とした沿道に設置された複数の非自家用広告物が、規模や色彩など屋外広告物相互で調整が行われていないものも見られます。



景観に配慮した広告物の例



自然素材の石材と組み合わせたり、落ち着いた色彩を使用するなどして、周囲の自然との調和を図っています。

[2] 配慮事項

(1) ゾーン全体

具体的な配慮事項		
位置	規模	○丘陵のみどりや自然を阻害しないよう、規模を抑えます。
	高さ	○丘陵地や谷戸の風景への眺望を妨げず、低層を中心としたまち並みに対して違和感の無い高さとしします。
	配置	○建物入口、駐車場入口付近などの計画的な位置に掲出し、同じ情報の反復表示は避けます。
色彩		○高彩度色の使用面積を抑えます。
		○色数をできるだけ抑え、地色を自然と調和する落ち着いた色彩としします。
照明		○光源を用いる場合は、過度に点滅する光源（動き、色の変化のあるものを含む）を避け、安らぎが感じられる明るさとし、住宅地では深夜帯は消灯するなど住環境に配慮します。
大規模な屋外広告物の設置		
○色数を抑えたシンプルな色使いとしします。 ○地色は高彩度色を避け、豊かな自然の彩りが映える落ち着いた色彩としします。		
屋上への設置		
○建築物と一体的な表示となるよう、原則設置しないこととしします。 ○地色は建築物と共通性のある落ち着いた色彩とし、壁面と一体的なデザインとしします。		

(2) 住宅地

具体的な配慮事項
○時間貸し駐車場など、住宅地に隣接する場合は、暖かく穏やかな色彩を用いるなど、より落ち着いたデザインとしします。



他都市の配慮例（住宅地）



周辺の自然や住宅地に調和する落ち着いた色彩を使用しています。（世田谷区）

(3) 沿道

具体的な配慮事項
○写真などを用いたダイレクトな表現を避け、情報を整理した分かりやすいデザインとしします。
○交差点付近などに見られる非自家用広告物は、規模を抑え、周辺の広告物と位置を揃えます。



他都市の配慮例（沿道）

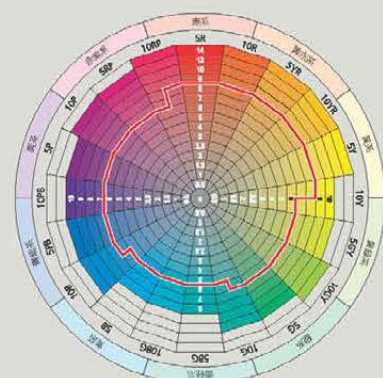


色数を抑えた広告物が店舗の雰囲気をシンプルに伝えています。（松本市）



地色・高彩度色とは

- ・「地色」とは、屋外広告物の表示面において全体の印象に影響を与える面積の大きい色彩のことをいいます。
- ・「高彩度色」とは、赤や黄、青、緑、紫などの派手な色彩のほか各色相の最高彩度のおおむね 2/3 を超える鮮やかな色彩のことをいいます。
- ・下図のうち赤い枠の外側にある色彩が、高彩度色のイメージです。



住まい共生ゾーン

目指す景観

- ・住宅地との連続性が感じられる屋外広告物景観
- ・地域、商店街の個性を活かした屋外広告物景観

目指す景観にするための配慮の考え方

🏠 住宅地では、建築物と調和し安らぎが感じられるものとする。

- ・周辺の住宅地に調和し、落ち着いた色彩を用いる。

🏪 地域や商店街の個性がさらに伸びる表現とする。

- ・地域や商店街でデザインのイメージを合わせる。
- ・周辺にある住宅地に影響を与えるような過剰な色彩や高さを避け、住宅地との連続性が感じられるものとする。

参照: 町田市景観計画「景観形成ゾーン」と「景観形成誘導地区」の配慮の考え方 (P.162)

[1] 屋外広告物の現状

住宅地では、規模を抑えた落ち着いた表現が基調となっています。南町田グランベリーパーク駅や鶴川駅などの駅前では、規模や表現が多様な中でも、低層部に屋外広告物を掲出するなど景観への影響に配慮したのが見られます。町田街道や国道16号などの幹線道路沿道では、景観への影響を考えた品のある屋外広告物が見られる一方、規模の大きい屋外広告物が周辺住宅地に影響を与えています。



景観に配慮した広告物の例



突出広告板の掲出位置を揃えたり、箱文字を建築物と一体的にデザインすることで、周囲の景観へ配慮しています。

手作り感のある広告物で地域の個性を演出しています。

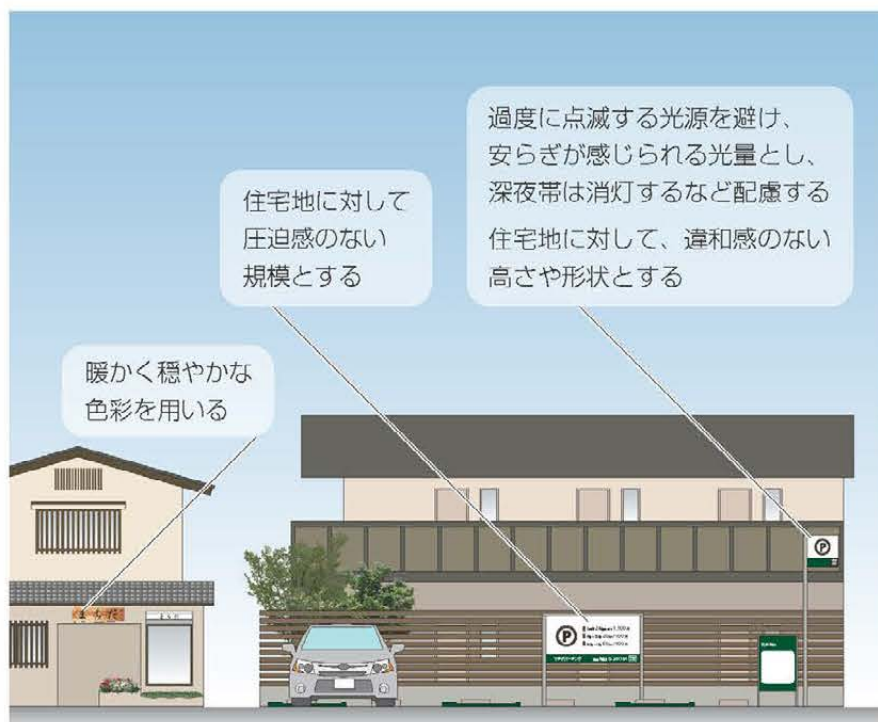
[2] 配慮事項

(1) ゾーン全体

具体的な配慮事項		
位置	規模	○低層の住宅地に対して圧迫感のない規模とします。
	高さ	○低層の住宅地に対して違和感のない高さや形状とします。
	配置	○建物入口、駐車場入口付近などの計画的な位置に掲出し、同じ情報の反復表示は避けます。
色彩	○高彩度色の使用面積と色数を抑えます。 ○色数をできるだけ抑え、地色を落ち着いた色彩とするなど、低層の住宅地と調和した穏やかな表現とします。	
照明	○光源を用いる場合は、過度に点滅する光源（動き、色の変化のあるものを含む）を避け、安らぎが感じられる明るさとし、住宅地では深夜帯は消灯するなど住環境に配慮します。	
大規模な屋外 広告物の設置	○色数を抑えたシンプルな色使いとします。 ○地色は派手さを抑えた色彩とします。	
屋上への設置	○建築物と一体的な表示となるよう、原則設置しないこととします。 ○地色は建築物と共通性のある落ち着いた色彩とし、壁面と一体的なデザインとします。	

(2) 住宅地

具体的な配慮事項	
○時間貸し駐車場など、住宅地に隣接する場合は、暖かく穏やかな色彩を用いるなど、より落ち着いたデザインとします。	



近隣の配慮例（住宅地）



鮮やかな色の使用面積が抑えられ、住宅地とのつながりが感じられます。



小規模で落ち着いた表現が住宅地に溶け込んでいます。（渋谷区）



柔らかな色の広告物が暖色系の外壁と調和しています。（目黒区）

(3) 駅前

具体的な配慮事項

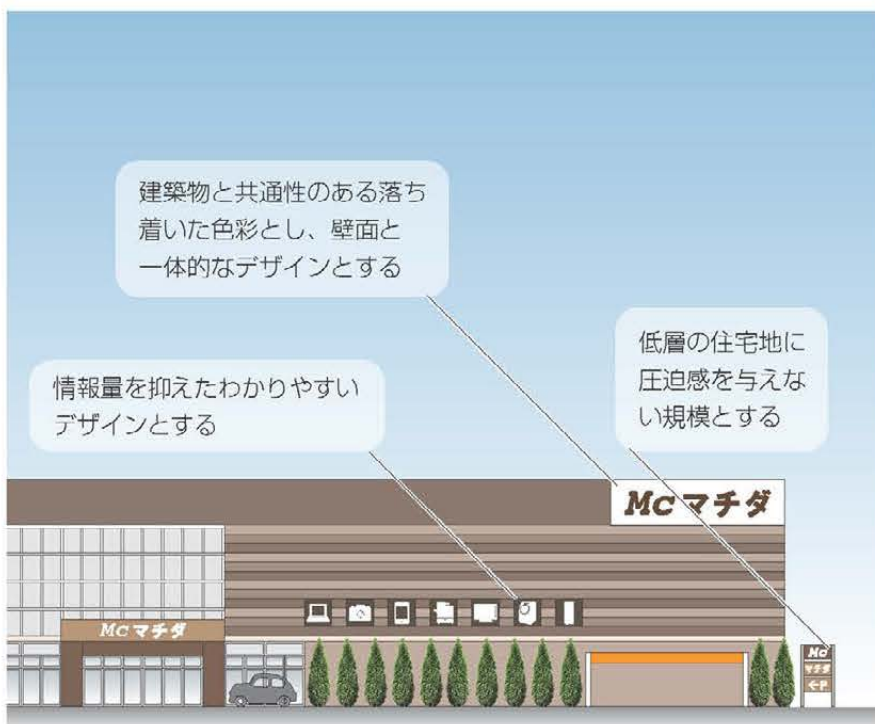
- 周辺店舗やテナント間で協力し、掲出位置や大きさ、デザインイメージ等を揃えます。
- 屋外広告物は、原則低層部（3階以下）に設置し、中高層部では建物名などのシンプルな表示とします。



(4) 沿道

具体的な配慮事項

- 写真などを用いたダイレクトな表現を避け、情報を整理した分かりやすいデザインとします。
- 交差点付近などに見られる非自家用広告物は、適切な規模とし、周辺の広告物と位置を揃えます。



他都市の配慮例（駅前）



建築物と一体性のある広告物が通りの連続性を出しています。（松本市）



低層部のバナーや広告物が歩道のにぎわいを出しています。（仙台市）



周辺店舗で協力し、広告物を低層部に集めています。（港区）



広告物の掲出位置が揃えられ、すっきりとした駅前空間となっています。（品川区）

他都市の配慮例（沿道）



落ち着いた暖色系の色彩で周辺への圧迫感を和らげています。（前橋市）

04 にぎわいゾーン

目指す景観

👉 活気あふれるにぎわいの中にも心地よさが感じられる屋外広告物景観

目指す景観にするための配慮の考え方

- 👉 人の目線(アイレベル)を意識し、思わず出歩きたくなるような魅力的な景観を感じられるものとする。
 - ・ 歩行者に合わせたスケールで計画し、歩行者の目に入りやすい位置にまとめる。
- 👉 高層部では、建築物の表情や基調色が感じられるものとする。
 - ・ 建築物の外壁と同系色とし、箱文字など表示面積を抑え、建築物との一体感がある表現とする。
- 👉 低層部では、心地よいにぎわいを感じられるものとする。
 - ・ 表現が過剰にならないような大きさや色数とする。

参照：町田市景観計画「景観形成ゾーン」と「景観形成誘導地区」の配慮の考え方 (P.162)

[1] 屋外広告物の現状

町田市内随一の商業地であり、数多くの店舗や事業所が集積する大通りでは、多様な規模や表現の屋外広告物が見られ、個性豊かなまち並みが形成されています。また、中小規模の店舗が集まる商店街では、様々な屋外広告物がにぎわいをつくり出しています。一方で、駅周辺にある過大な屋外広告物が来街者に圧迫感を与えていたり、同じ内容の情報を記載した屋外広告物が重複して掲出され、情報が伝わりにくくなっているものが見られます。また、屋外広告物が道路にはり出したり、歩道上に設置されるなど、通行の妨げになっているものも見られます。



景観に配慮した広告物の例



複数の店舗が集まるビルなどでは、位置や形態を揃えて秩序ある表現としています。



控えめな広告物で心地よい店先を演出しています。



バナーフラッグでにぎわいを演出しています。

[2] 配慮事項

具体的な配慮事項

位置	規模	☐ 低層部では、歩行者に合わせたスケールで計画します。 ☐ 中高層部では、まち並みに対して違和感のない規模とします。
	高さ	☐ まち並みに対して違和感のない高さや形状とします。
	配置	☐ テナント間で協力し、掲出位置や大きさ等を揃えます。
色彩		☐ 色数を少なくまとめて効果的な表現にするとともに、低層部の要所において適度な鮮やかさのある色彩を使うことで、通りのにぎわいを演出します。
照明		☐ 光源を用いる場合は、過度に点滅する光源（動き、色の変化のあるものを含む）や派手な照明は避けるなど、心地よい夜間景観を創出します。
窓面		☐ 窓面を塞ぐような表現を避け、テナント間で掲出方法を揃えるなど、開口部の開放感や建築物の外観イメージが活きるデザインとします。



他都市の配慮例



他都市の配慮例



歩行者スケールの広告物で、店先を彩っています。(目黒区)



外装の色彩と合わせた広告物や商品が個性を表しています。(渋谷区)



広告物の掲出場所を絞り、快適に歩ける通りとしています。(高崎市)

目指す景観

👉 小野路宿通りの歴史や自然を活かした風格を感じさせる屋外広告物景観

目指す景観にするための配慮の考え方

👉 歴史的な雰囲気や風格を感じさせるものとする。

- ・昔ながらの民家や板塀、擁壁との共通性を感じさせる落ち着いた色彩を基調とする。
- ・木材などの素材色を活かす。

参照：町田市景観計画「景観形成ゾーン」と「景観形成誘導地区」の配慮の考え方（P.163）

[1] 屋外広告物の現状

宿通り沿いの建築物は住宅が主体となっているため、屋外広告物はあまり掲出されていません。また、小野路宿里山交流館など観光の拠点が整備され、古くからの宿通りの景観が再生されつつあります。沿道の建築物が地域の歴史を踏まえた景観整備を進めている一方、屋外広告物については地域らしさを考慮していないものも見られます。



景観に配慮した広告物の例



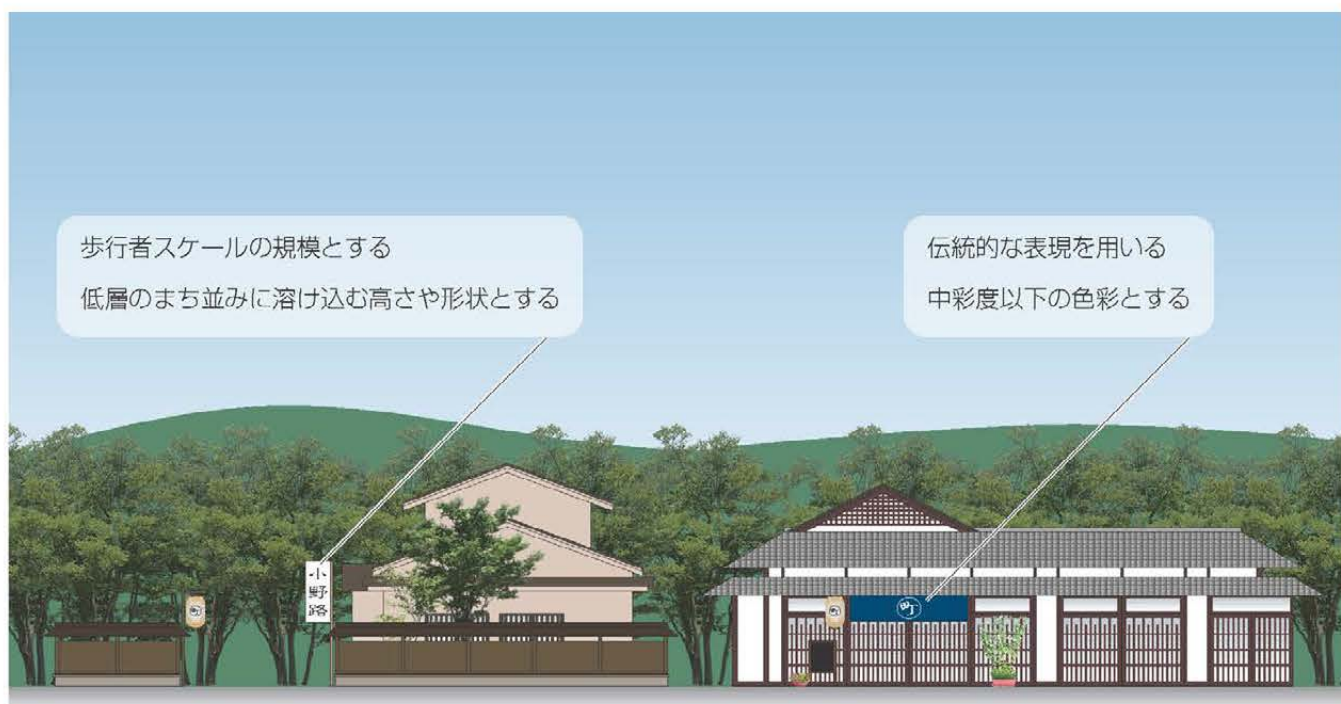
木材を使用した広告物が、歴史的な雰囲気を持つ建築物と一体的にデザインされ、宿通りの景観に配慮しています。



石材を使用して歴史あるまち並みの雰囲気を演出しています。

[2] 配慮事項

具体的な配慮事項		
位置	規模	☐ 宿通りにふさわしい、歩行者に合わせたスケールで計画します。
	高さ	☐ 低層のまち並みに溶け込む高さや形状とします。
	配置	☐ まち並みの連続性や丘陵への眺望を妨げない位置とします。
色彩	☐ 光沢感のない質感や、木材などの素材色による伝統的な表現を用いるなど、歴史的な雰囲気演出します。	
	☐ 地色は次に示す色彩を参考に、中彩度以下の色彩とします。	
		
照明	☐ 光源を用いる場合は、過度な動き、色の変化のあるものを避け、安らぎが感じられる光量とし、住宅地では深夜帯は消灯するなど、住環境に配慮します。	
	☐ 歴史的な雰囲気を感じさせる提灯や灯籠を用いるなど、通りの夜間景観を演出します。	



他都市の配慮例



落ち着いた色ののれんで歴史的な雰囲気演出しています。(金沢市)



木製の枠で囲み、和風の入口と調和させています。(長野県)



素材や色彩等に配慮し、歴史的まち並みを演出しています。(葛飾区)

目指す景観

歩く人にとっての魅力が感じられ、落ち着いた秩序ある屋外広告物景観

目指す景観にするための配慮の考え方

高層部では、落ち着いた秩序ある屋外広告物とする。

・箱文字など壁面と一体的なデザインとする。

低層部では、歩行者が魅力を感じられる屋外広告物とする。

・歩行者に対して表現が過剰にならないよう、節度ある大きさや色数とする。

参照：町田市景観計画「景観形成ゾーン」と「景観形成誘導地区」の配慮の考え方（P.163）

[1] 屋外広告物の現状

屋外広告物の掲出位置や規模を揃えて建築物に掲出するなど、一定の秩序が感じられる景観になっています。外装にガラスを多用した建築物では、広告物を屋内に表示しているものも見られます。一方で、同じ内容の情報を記載した屋外広告物が重複して掲出され、個々の情報が伝わりにくくなっています。また、町田駅方面に向けて数多くの屋外広告物が掲出されており、その中には過度な表現や大きさのものが見られます。



景観に配慮した広告物の例



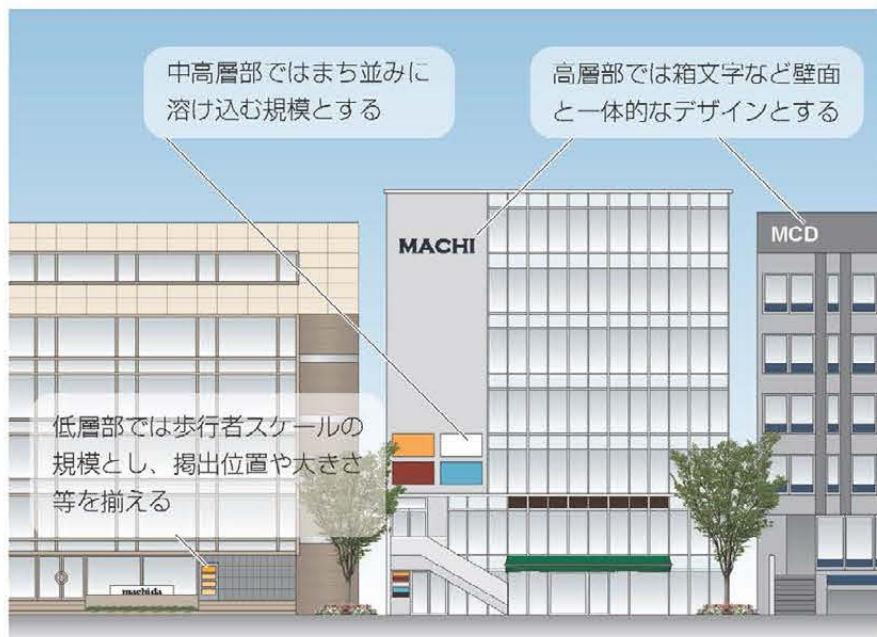
窓の開放感を阻害しないよう、窓面から内側へ一定の距離を置いて設置しています。



箱文字を建築物と一体的にデザインし、駅前通りの落ち着いた景観へ配慮しています。

[2] 配慮事項

具体的な配慮事項		
位置	規模	☐ 低層部では、歩行者に合わせたスケールで計画します。 ☐ 中高層部では、まち並みに溶け込むよう計画します。
	高さ	☐ まち並みから突出しない高さや形状とします。
	配置	☐ 周辺店舗やテナント間で協力し、掲出位置や大きさ等を揃えます。
色彩		☐ 色数を少なくまとめ、適度な鮮やかさのある色彩を低層部の要所に用いることで、印象に残りやすい効果的な表現とします。
照明		☐ 光源を用いる場合は、過度に点滅する光源（動き、色の変化のあるものを含む）や派手な照明は避けるなど、心地よい夜間景観を創出します。
大規模な屋外 広告物の設置		☐ 色数を抑えたシンプルな色使いとします。 ☐ 地色は派手さを抑えた色彩とします。
高層部・屋上 への設置		☐ 建築物と一体的な表示となるよう、屋上へは原則設置しないこととします。 ☐ 地色は建築物と共通性のある落ち着いた色彩とし、壁面と一体的なデザインとします。
窓面		☐ 窓面を塞ぐような表現を避け、テナント間で掲出方法を揃えるなど、開口部の開放感や建築物の外観イメージが活きるデザインとします。



他都市の配慮例



建築物と一体的な表示とした広告物が通りの連続性を出しています。(松本市)



歩行者スケールの集合看板を設置しています。(港区)



連なるフラッグが秩序ある通りのアクセントとなっています。(港区)



地色を落ち着いた色とすることで店舗の品格を高めています。(横浜市)

多摩境通り景観形成誘導地区

目指す景観

👉 通りの開放感や連続性が感じられる屋外広告物景観

目指す景観にするための配慮の考え方

👉 通りの開放感や連続性が感じられるものとする。

- ・建築物と一体性のある表現とした屋外広告物を基本とし、通りや建築物に対して、違和感のない大きさとする。
- ・通りの周辺にある尾根（小山内裏公園など）からの眺望を妨げない高さとする。

参照：町田市景観計画「景観形成ゾーン」と「景観形成誘導地区」の配慮の考え方（P.163）

[1] 屋外広告物の現状

通り沿いに大型店舗や産業施設などが連立していますが、屋外広告物は落ち着いた色彩や表現のものなど、景観への一定の配慮が感じられます。また、住宅地に隣接する店舗の中には、屋外広告物を建築物と一体的にデザインすることで周辺の住宅地との調和を考慮したものも見られます。一方で、ドライバーにアピールするため、過大な大きさのものや派手な色使いの屋外広告物が見られます。また、道路に沿って、数多くの広告旗も見られます。



景観に配慮した広告物の例



広告物の意匠を和風の建築物と合わせることで、一体感のある表現としています。



箱文字を活用することで、少ない面積で効果的に企業のイメージを伝えています。

[2] 配慮事項

具体的な配慮事項		
位置	規模	☐ 開放感のあるまち並みや建物に対して違和感のない規模とします。 ☐ 尾根（小山内裏公園など）からの眺望を妨げない規模とします。
	高さ	☐ 開放感のあるまち並みや建物に対して違和感のない高さや形状とします。 ☐ 尾根（小山内裏公園など）からの眺望を妨げない高さとします。
	配置	☐ 建物入口、駐車場入口付近などの計画的な位置に掲出し、同じ情報の反復表示は避けます。
色彩		☐ 色数を少なくまとめて効果的な表現にするとともに、鮮やかな色彩の使用面積を抑え、地色を落ち着いた色彩とすることで、通りの連続性や丘陵地のみどりに配慮します。
照明		☐ 光源を用いる場合は、過度に点滅する光源（動き、色の変化のあるものを含む）や派手な照明は避けます。
大規模な屋外 広告物の設置		☐ 色数を抑えたシンプルな色使いとします。 ☐ 地色は派手さを抑えた色彩とします。
屋上への設置		☐ 建築物と一体的な表示となるよう、原則設置しないこととします。 ☐ 地色は建築物と共通性のある落ち着いた色彩とし、壁面と一体的なデザインとします。



他都市の配慮例



建築物の入り口付近に広告物を計画的に掲出しています。（板橋区）



落ち着いた色彩がみどりを引き立てています。（板橋区）



建築物の角を利用した広告物が通りの表情をつくっています。（松本市）

5章 表示・設置に必要な手続き

01

屋外広告物を表示・設置しようとする場合は、原則として事前協議や許可申請を行う必要があります

屋外広告物の表示・設置に必要な手続き

(1) 事前協議や許可申請の対象となる屋外広告物

事前協議（町田市景観条例に基づく）の対象行為

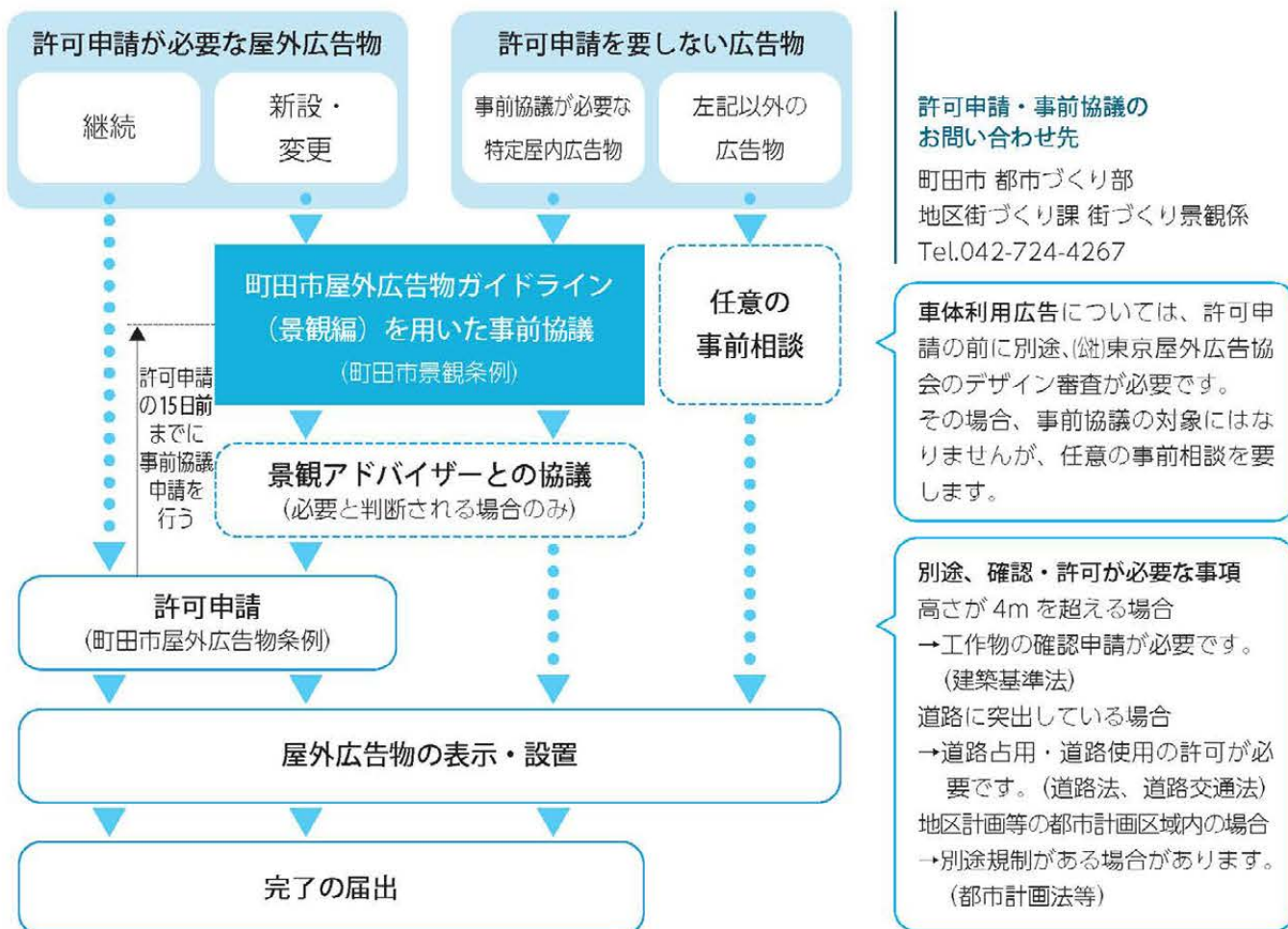
- ・ 町田市屋外広告物条例にて許可申請が必要となる屋外広告物の新設または変更
- ・ 表示面積が 1 m² を超え、窓面等からの距離が 2 m 以内である特定屋内広告物の新設または変更

許可申請（町田市屋外広告物条例に基づく）の対象行為

- ・ 町田市内における屋外広告物の新設または変更、継続
（面積の小さな自家用広告物など、許可を受けずに屋外広告物を設置できる場合もあります）

(2) 屋外広告物の事前協議と許可申請の流れ

- ・ 町田市屋外広告物条例の許可申請の対象となる屋外広告物は、許可申請前に事前協議が義務づけられています。
- ・ 事前協議が義務づけられていない屋外広告物についても、任意の事前相談をお願いします。



許可期間が満了した後も継続して広告物等の表示・設置をしようとする場合は、満了の日の10日前までに許可申請を行います。

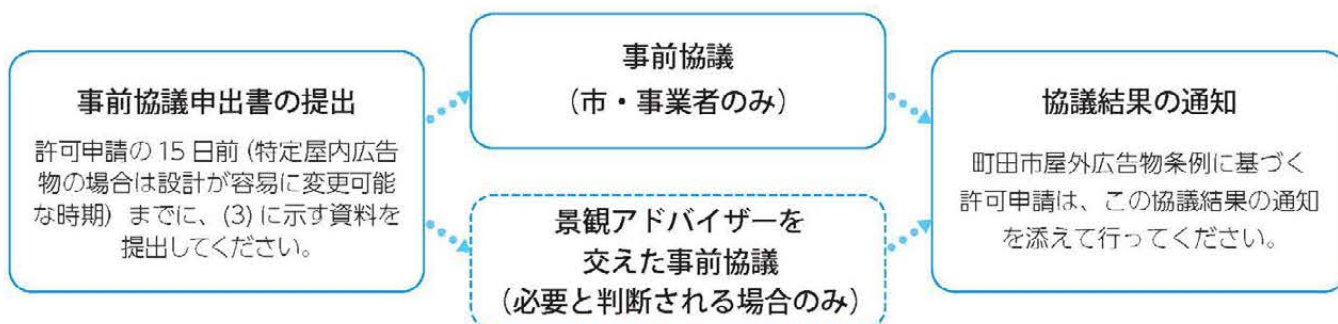
屋外広告物に関する事前協議

(1) 事前協議の目的

- ・屋外広告物に関する事前協議は、町田市景観条例に基づき、市と広告主の皆様の協働のもと、良好な屋外広告物を設置することを目的として実施するものです。
- ・事前協議では、ガイドラインを用いて市から広告物に係る景観づくりの考え方や配慮事項をお伝えし、地域特性や周辺環境を踏まえた屋外広告物となることを目指します。

(2) 事前協議の流れ

- ・事前協議は、下記に示す流れで実施します。



(3) 事前協議に必要な資料

- ・事前協議申出書（市指定の様式）
- ・付近見取り図（設置場所や周辺の状況を表示）
- ・周辺の状況のカラー写真（設置場所周辺及び設置建物）
- ・屋外広告物の立面図
- ・屋外広告物を設置する建築物等の立面図
- ・屋外広告物のデザイン図（寸法、素材、色彩のマンセル値等を表示）

(4) 景観アドバイザーとの協議

- ・設置しようとする屋外広告物が大規模である場合や、拠点駅の周辺や大通りに面する場合など、多くの人の目に触れ景観上の影響が大きいときには、「景観アドバイザー」を交えた協議を実施します。

景観アドバイザーとは

- ・町田市景観アドバイザーは、景観に関する専門的な知識や経験を持つ専門家です。町田市景観条例に基づいて市長から委嘱を受け、屋外広告物に関する事前協議だけでなく、景観法に基づく届出に係る行為に関する事前協議や、公共事業の景観協議などの場面においても助言を行います。
- ・町田市景観アドバイザーは、「建築」「色彩」「土木」「造園」「サイン」「法律」の専門分野からなる実務経験のある専門家で構成されています。助言を行う専門家は案件により分担され、屋外広告物の事前協議については主に「色彩」や「サイン」を専門とするアドバイザーが担当します。



町田市屋外広告物条例の概要

(1) 条例の目的

- ・町田市屋外広告物条例では、町田市の自然、歴史、文化等に配慮した良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害を防止することを目的に、屋外広告物について必要な事項を定めています。

(2) 各主体の責務

町田市

- ・屋外広告物等に関する施策を策定し実施する
- ・施策の円滑な実施のため、広告主、屋外広告業者等、国、東京都及び近隣の地方公共団体との適切な連携を図る

広告主・屋外広告業者等

- ・条例の規定や、条例に基づく自主的な規制を遵守し、あるいは遵守させるために必要な措置を講じる
- ・市が実施する屋外広告物施策に協力するよう努める

市民

- ・市が実施する屋外広告物施策について理解を深めるとともに、協力するよう努める

(3) 屋外広告物の出せないところ

- ・良好な景観・風致の維持のため、道路上など屋外広告物が出せない区域（禁止区域）や、ガードレールなど屋外広告物を出せない物件（禁止物件）を設定しています。
- ・他法令の規定により表示する屋外広告物や自家用広告物などについては、一定の基準を満たすことにより禁止区域や禁止物件にも設置することができる場合があります。

(4) 屋外広告物の規格

共通規格

- ・景観風致を害するおそれや公衆に危害を及ぼすおそれのある屋外広告物の表示を禁止しています。

地域別の規格

- ・屋外広告物の面積や上端高さ、光源、色彩などについて、用途地域などによって異なる規格を定めています。

屋外広告物の種類別の規格

- ・広告板、電柱を利用する広告物、車体利用広告など、屋外広告物の種類に応じた規格を定めています。

(5) 屋外広告物の設置に係る手続き

- ・町田市内で屋外広告物を表示しようとするときは、原則として、許可申請を行い町田市長の許可を受ける必要があります。（P.33 を参照）
- ・取付け完了後、広告主等には、表示した屋外広告物を適切に管理する義務や表示終了後の除却の義務が生じます。広告物の種類や規模によっては、許可期間等を記した標識票の表示や屋外広告物管理者の設置についての義務も生じます。
- ・許可期間終了後に継続して屋外広告物の表示を行う場合や、変更を行う場合は、許可の更新や変更の許可が必要です。

(6) 罰則

- ・条例に定める規格に適合しない屋外広告物を設置した場合や、許可が必要な屋外広告物を無許可で設置した場合など、条例の規定に違反した場合には、罰金や過料が科されることがあります。

※町田市屋外広告物条例の詳しい内容については「町田市屋外広告物のしおり」を参照してください。

町田市屋外広告物ガイドライン (景観編)

- 発行年月
(初 版) 2018年4月
(改定版) 2024年10月
- 発行者
町田市都市づくり部地区街づくり課
〒194-8520
東京都町田市森野2-2-22
電話 042-724-4267
URL <https://www.city.machida.tokyo.jp/>
- 刊行物番号
24-34
- 編集・印刷
株式会社カラープランニングセンター
株式会社アルテップ (改定)

